

福祉車両利用のしおり

1. 福祉車両貸出事業とは

廿日市市では、移動に困難がある人の社会参加を支援するため車いすのまま乗車できる「リフト付き自動車」を貸し出しています。

※本事業は「廿日市市身体障害者福祉車両運行要綱」に基づき実施しています。

2. 利用できる人

以下のいずれかに該当する人が利用できます。

- ・市内の福祉関係団体・福祉施設
- ・市内の在宅身体障害者で車いすの必要な者
- ・その他、市長が特に必要と認めた場合

3. 登録について

- ・利用には利用者登録が必要です。※毎年度（4/1～）更新が必要
- ・提出物：「福祉車両利用会員申込書及び誓約書」
- ・提出先：利用を希望する市社協へ提出

4. 申込方法

- ・利用前日までに、市社協へ「身体障害者福祉車両利用申請書」を提出
 - ・窓口・メール・FAXで申請可能
 - ・利用申し込みは先着順
- ※運転者の保険会社名と有効期限の記入が必要です。運転者は必ず加入している保険会社に、福祉車両で事故をした場合の補償（他者運転危険担保特約）が利用できるか確認してください。他者運転危険担保特約が付いていない場合はご利用できません。

他者運転危険担保特約とは

福祉車両運転中の事故について、ご加入の自動車保険に当該特約が付帯されている場合、契約内容に従い保険加入者の保険で補償されます。適用可否・範囲は保険会社や契約内容により異なります（名称が異なる場合あり）。申請前に必ず保険会社へご確認ください。

5. 鍵の貸出について

- ・ 鍵の貸出時間：平日 8:30～17:00
※時間外の受け渡しは利用を希望する市社協へご確認ください。
- ・ 鍵の貸出時に職員と一緒に現状の車両のキズ等を確認します。

6. 鍵の返却について

- ・ 鍵の返却時間：平日 8:30～17:00
※時間外におよぶ場合は、利用した市社協指定場所へご返却ください。
- ・ 車両の確認：返却時に職員と一緒に車両のキズ等を確認
※時間外に返却された場合は、営業日に職員が行い、必要に応じて、利用者および運転者へ連絡する場合があります。

7. 利用期間

- ・ 年末年始(12/29～1/3)は貸出不可
- ・ 1回の利用期間は原則5日以内(要綱第17条)
- ・ 連続利用の場合は、他の利用者に配慮し調整をお願いする場合があります。

8. 経費負担

- ・ 使用料：無料
- ・ 利用者負担：燃料費・駐車場料金・高速道路通行料金
※返却時は市社協指定のガソリンスタンドで燃料を満タンにして返却をお願いします。

9. 運転者の義務

運転者は必ず次の事項を守ってください。

- ・ 事故発生時に修繕費を補償できる車両保険(他者運転危険担保特約)の加入
- ・ 運行前点検
- ・ リフト操作・車いす固定装置の安全使用
- ・ 運行日誌の記録
- ・ 車内外の清掃
- ・ 交通法令の遵守

10. 事故が起きたとき

事故発生時は以下の順に対応してください。

- ①人命救助を最優先
- ②警察へ通報
- ③市社協へ連絡
- ④ご自身の加入する保険会社へ連絡

※要綱第12条に基づき、車両を毀損・滅失した場合は利用者および運転者には原状回復または損害賠償義務があります。

※修理費用の補償は、原則運転者が加入する保険で対応します。

※保険の補償上限を超える費用は、利用者および運転者の実費負担となります。

1 1. キャンセル

利用中止の場合は、迅速に市社協へご連絡ください。

1 2. 安全対策について

市社協は、福祉車両の貸し出しにおいて、次のとおり安全対策を図ります。

- ・福祉車両の使用説明及び、安全運行説明
- ・送迎サービス補償制度への加入
- ・福祉車両の定期点検
- ・ドライブレコーダーの設置

1 3. その他

福祉車両の故障、天候の急変等により当日運行できなくなる場合もありますので、ご了承ください。

福祉車両利用の手順

- ① 登録申請（福祉車両利用会員申込書及び誓約書）
- ② 利用申請（利用前日まで／窓口・メール・FAX）
- ③ 運転者を決定（他者運転危険担保特約に加入している者のみ）
- ④ 鍵の受取り（職員と車両確認）
- ⑤ 出発前点検（リフト・固定具・安全確認）
- ⑥ 利用（目的に応じて運行）
- ⑦ 運行日誌記入・清掃
- ⑧ 返却（満タン返し・当日職員と車両確認または後日職員が車両確認）
- ⑨ 利用完了

次の各事務所で、福祉車両（リフト付き自動車）の貸し出しを受け付けています。

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

○地域福祉課

廿日市市新宮一丁目13番1号

TEL : 20-0294 FAX : 20-1616

○佐伯事務所

廿日市市津田4109番地

TEL : 72-0868 FAX : 72-1005

○吉和事務所

廿日市市吉和1771番地

TEL : 77-2883 FAX : 77-2514

○大野事務所

廿日市市大野1丁目1番1号

TEL : 55-3294 FAX : 55-3275

○宮島事務所

廿日市市宮島町960番地2

TEL : 44-2785 FAX : 44-2661

